

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔政 令〕

田 次

- 外務省組織令の一部を改正する政令
(一九三)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
(一九四)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令
(一九五)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
(一九七)
- 保険業法第二百七十二条の三十二第一項第一号の規定による同法第二百七十二条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件
(金融庁三四、三五)

〔告 示〕

- 外務省組織令の一部を改正する政令
(一九三)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
(一九四)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令
(一九五)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
(一九七)
- 大臣管理費に係るくわまぐらの採捕の停止に関する省令
(農林水産四〇)
- 租税特別措置法施行規則第十八条の定める方法を定める件の一部を改正する件
(国税庁一六)
- 租税特別措置法施行規則第一百六十二条第一項に規定する国税厅長官の定める方法を定める件の一部を改正する件
(国税庁一六)
- 災害にかかる農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件
(同一四七八)

官 報
證票無効關係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あいまい」は、
次のページに掲載されています。

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 特許庁

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

政令第百九十七条

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三四三号）第二十三條の八並びに別表第一第一

十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号の九を第一号の十とし、第一号の八を第一号の九とし、第一号の七の次に次の二号を加える。

一の八 五 イソシアナートーー（イソシアナトメチル）ーー・三・三・一・メリスチルシクロヘキサ

ン及びこれを含有する製剤

第一条中第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の七から第六号の十三までを一号ずつ譲り下げ、第六号の六に次の二号を加える。

二ークロロピリジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十号の四を第十号の五とし、第十号の三の次に次の二号を加える。

十の四 （ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の六を第十九号の七とし、第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四の次に次の二号を加える。

十九の五 （トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十一号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 ニズ（四一イソシアナトシクロヘキサン）メタノ及びこれを含有する製剤

第一条中第二十三号の三を第二十三号の五とし、第二十三号の二の次に次の二号を加える。

二十三の三 ニーピドロキシエチルアクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の四 ニーピドロキシプロピルニアクリラート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の七を第四号の八とし、第四号の五を第四号の七とし、第四号の六を第四号の六とし、第四号の四の次に次の二号を加える。

四の五 N-(ジアミノエチル)エタノーー・二ージアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 エタノーー・二ージアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(179)を(182)とし、(112)から(178)までを(115)から(181)までとし、(111)を(113)とし、その次に

次のように加える。

(114) ニ・ニ・ニ・ニ・テトラフルオロオーローー（トリフルオロメチル）ブロバンニトリル及びこれ

を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(1)を(12)とし、(1)から(19)までを(1)から(11)までとし、(1)を(13)とし、その次に

次のように加える。

即四一(シアノメチル)ーーイソプロピルー五・五・ジメチルシクロヘキサンカルボキサ

リド及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(1)とし、(1)から(19)までを(1)から(11)までとし、(1)の次に次のように加

える。

即四一(ジクロロー二ヒリジル)ーー(ジアノーー)メチルー六ー(メチルカルバモイ

ル)ー三ー[五]-(トリフルオロメチル)ーHーー・二・三・四-テトラゾールーーイル

メチル)ーH-ジラゾールー五カルボキサリド及びこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名 案

平成三十年六月二十九日

第一条第一項中第三十七号の六を第三十七号の七とし、第三十七号の三から第三十七号の五までを一号ずつ繰り下げる。第三十七号の二の次に次の「一」号を加える。

三十七号の三 シエチルースルフアート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の「一」号を加える。

五十六号の二 N・N-ジメチルプロパン-1-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の次に次の「二」号を加える。

六十八号の1 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八号の3 水酸化リチウム水和物及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の「一」号を加える。

七十四号の四 1-1-3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十七号の三を第七十七号の四とし、第七十七号の二の次に次の「一」号を加える。

七十七号の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十号の大を第八十号の七とし、第八十号の二から第八十号の五までを一号ずつ繰り下げる。第八十号の次に次の「一」号を加える。

八十一号の1 N・N-ビス(1-アミノエチル)エタン-1-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十六号の次に次の「一」号を加える。

九十六号の1 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の二中「製剤」の下に「ただし、無水酢酸〇・一%以下を含有するものを除く」を加える。

第二条第一項中第一百九号を第二百十号とし、第二百八号を第二百九号とし、第二百七号の次に次の「一」号を加える。

八十一号の2 N・N-ビス(1-アミノエチル)エタン-1-ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十六号の次に次の「一」号を加える。

九十六号の2 レンタルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レンタルシノール〇%以下を含有するものを除く。

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の1、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の1、第三十七号の3、第五十六号の2、第六十八号の2、第六十八号の3、第七十四号の4、第七十七号の3、第八十号の1、第九十六号の2及び第一百八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいた者が引き続き行う当該營業については、平成三十一年九月三十日までに、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて「この政令の施行の際現に存するものに付いては、平成三十一年九月三十日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 啓信
内閣總理大臣 安倍 首相